令和8年度 秩父市
産業技術者・技能者顕彰制度

市内の産業において卓越した技術や技能を有する方を顕彰するため、
令和8年度の対象者を募集します！！

対象

以下の要件をすべて満たしている方
●市内の事業所で働く現役の技術者または技能者であること。
●卓越した技術または技能を有すること。ただし、技能を有する方については、その職に10年以上従事し、かつ年齢が30歳以上であること。
●勤務実績、勤務内容について他の技術者または技能者の模範と認められる方であること。

被顕彰者の推薦

顕彰を受けようとする場合は、自薦または事業所もしくは業界団体等からの推薦により、1事業所あたり1名までを被顕彰者が勤務する事業所所在地の秩父商工会議所、各商工会等を経由して、推薦書類を提出してください。【令和9年1月8日(金)締切】

推薦書類

●推薦書（※） ●推薦調書(※) ※市のホームページからダウンロードできます
●被顕彰候補者の最も高く評価されている技術・技能の程度および功績等を証明できる書類等
●写真（・披顕彰候補者の顔写真〔上半身、正面、脱帽であるもの〕
・作業風景および製品・作品の写真　　各々1枚以上）

選定方法

秩父市産業技術者・技能者審査委員会の審査を経て、市長が選定します。

お問合せ

秩父市役所　先端技術推進課
TEL：0494-21-5522
E-MAIL：sentan@city.chichibu.lg.jp

詳細・申請書類ダウンロードは市のHPをご確認ください